

第143回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

姫路市南駅前町100番地
ホテル日航姫路 3階 光琳の間

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件



2025年9月竣工の神姫バス姫路本社ビル

証券コード 9083
2026年6月2日

株 主 各 位

姫路市北条口一丁目17番地
神姫バス株式会社

取締役社長 長 尾 真

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記の通り開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトにて「第143回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinkibus.co.jp/ir/stock/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにてアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「神姫バス」又は「コード」に当社証券コード「9083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。）

当日ご出席される株主様におかれましては、後記（2頁に記載）の内容をご確認いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができます。その際には、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記（3頁及び4頁に記載）のご案内に従って、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日(水曜日) 午前10時(午前9時受付開始)
 2. 場 所 姫路市南駅前町100番地 **ホテル日航姫路 3階 光琳の間**
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第143期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第143期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

会社法改正により、電子提供措置事項について前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「5. 会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

4頁に記載の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。(毎日午前2時30分～午前4時30分は、保守・点検のため休止)

行使期限

2026年6月23日(火曜日)  
午後5時入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)  
午後5時到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月24日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○  
御中  
株主総会日  
議決権の数 XX股  
××××年××月××日

日現在のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
見本  
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

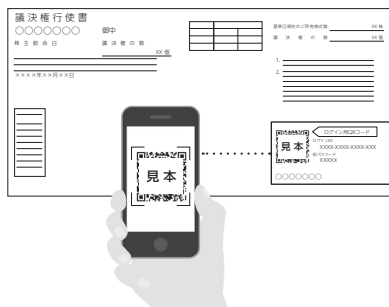
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

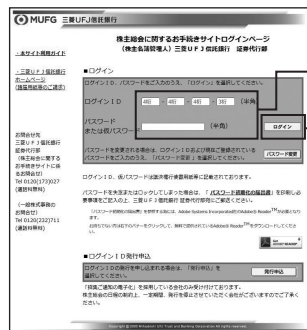
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時)

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、内需主導の回復基調で推移しましたが、米国の通商政策や地政学的リスクの高まりを背景としたエネルギー価格の高騰や物価上昇が及ぼす経営や家計への影響などが懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては、「まちづくり・地域づくり企業」へ進化することを長期構想であるグループ構想2030に掲げ、2028年3月期までの中期経営計画においては「持続的成長を支える既存事業の強化と成長事業の開拓・拡大」の基本方針の下で各種施策の遂行に向けた取り組みを実施しました。特に自動車運送業では、重点戦略エリアとしている神戸エリアにおいて、神戸空港国際チャーター便の運航開始に合わせ神戸空港と三宮を結ぶ路線の拡充を行いました。また、「大阪・関西万博」の開催に伴い、会場への直行バスの運行など、自動車運送業及び旅行貸切業を中心に収益の獲得に努めました。万博終了後は、万博効果の剥落を埋めるべく高速バス路線の拡充などへこの輸送力を振り向けております。その他、2026年3月1日に姫路駅前に兵庫の魅力を発信する新たな観光施設「MONZEN」をオープンしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比2,626百万円(5.0%)増の55,580百万円、営業利益は前期比724百万円(20.9%)増の4,199百万円、経常利益は前期比705百万円(18.9%)増の4,434百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比686百万円(27.8%)増の3,158百万円となりました。

### 自動車運送業

路線バス部門においては、2024年10月に実施した運賃改定の効果及び4月に開業した「GLION ARENA KOBE」へのシャトルバスの運行を開始したことなどにより増収となりました。

高速バス部門においては、兵庫県下（神戸・姫路）から大阪・関西万博会場へのアクセスバスの運行が旺盛な需要を捉えたことなどにより増収となりました。「大阪・関西万博」終了後には一部運休していた伊丹空港線、関西空港線及び松江出雲線の運行を再開したことに加え、兵庫県三田市から京都駅を乗り継ぎなしでダイレクトに結ぶ「三田・京都線」の運行を開始しました。また、現在整備が進められている「バスタ神戸三宮」の運営会社となる「株式会社バスターミナル神戸三宮」を設立し、当期より新たに連結の範囲に含めております。

以上の結果、売上高は前期比1,646百万円(6.8%)増の25,783百万円、営業利益は前期比700百万円(49.2%)増の2,124百万円となりました。

## 車両物販・整備業

車両物販部門においては、車両平均使用年数の長期化に伴う整備部品の出荷が好調に推移したこと及び部品価格の見直しなどにより増収となりました。

整備部門においては、車検整備台数及び钣金関連受注の増加などにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比730百万円(7.0%)増の11,122百万円、営業利益は前期比75百万円(8.6%)増の950百万円となりました。

## 不動産業

賃貸部門においては、学生向け賃貸マンションの賃貸を開始しましたが、リニューアルに伴う大型商業施設の解約により減収となりました。

住宅部門においては、注文住宅の引き渡し件数が増加したことにより増収となりました。

建設部門においては、金属系工場や障害者支援施設などの新築工事を受注したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比452百万円(6.6%)増の7,278百万円となりましたが、修繕費の増加などにより営業利益は前期比23百万円(△1.6%)減の1,407百万円となりました。

## レジャーサービス業

サービスエリア部門においては、「大阪・関西万博」期間中の交通需要増を捉えたことなどにより増収となりました。

飲食部門においては、当期より新たに連結の範囲に含めた飲食部門の子会社「株式会社与太呂」が増収に寄与しました。

以上の結果、売上高は前期比482百万円(10.6%)増の5,022百万円となりましたが、2025年3月にオープンした「AWAJI EARTH MUSEUM」において立ち上げ期間における費用負担が先行したことなどにより、営業損失は80百万円(前期は営業損失44百万円)となりました。

## 旅行貸切業

旅行部門においては、「大阪・関西万博」ツアーや団体旅行が好調に推移したことなどにより増収となりました。

貸切バス部門においても、「大阪・関西万博」への輸送を受注したこと及び貸切バス新運賃の適用などにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比427百万円(6.4%)増の7,062百万円、営業利益は23百万円(前期は営業損失68百万円)となりました。

## その他事業

経営受託部門においては、既存施設の指定管理料の増額はありましたが、農業部門において前期にバスの八百屋を閉店したことなどにより減収となりました。

以上の結果、売上高は前期比137百万円(△2.9%)減の4,651百万円となり、姫路駅前にオープンした「MONZEN」の初期費用を計上したことなどにより営業損失は171百万円(前期は営業損失102百万円)となりました。

(注) セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,415百万円で、その主なものは次の通りであります。

自動車運送業

- ・車両 (乗合バス63両)

不動産業

- ・賃貸用不動産 (賃貸マンション「グランネクサス船橋町」他)

全社事業

- ・姫路本社ビル

### (3) 資金調達の状況

当社グループではCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) を導入し、当社及び当社子会社12社の資金調達及び運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は5,918百万円で、前期末に比べ2,984百万円増加いたしました。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                              | 第140期<br>(2023年3月期) | 第141期<br>(2024年3月期) | 第142期<br>(2025年3月期) | 第143期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|----------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高<br>(百万円)                   | 44,820              | 49,480              | 52,954              | 55,580                           |
| 経 常 利 益<br>(百万円)                 | 2,622               | 3,283               | 3,729               | 4,434                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益<br>(百万円) | 1,766               | 2,251               | 2,471               | 3,158                            |
| 1 株 当 たり 当 期<br>純 利 益<br>(円)     | 146.65              | 186.86              | 204.95              | 261.64                           |
| 総 資 産<br>(百万円)                   | 60,627              | 63,070              | 67,073              | 74,564                           |
| 純 資 産<br>(百万円)                   | 44,907              | 47,392              | 49,463              | 53,670                           |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額<br>(円)          | 3,729.31            | 3,932.79            | 4,100.72            | 4,438.57                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数及び期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第140期(2023年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、グループ構想2030で掲げる『まちづくり・地域づくり企業』への進化を目指し、2025年4月に『中期経営計画（2025-2027）』を策定いたしました。不透明な経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、持続的な成長を実現するため、『既存事業の強化』と『成長事業の開拓・拡大』に取り組む、両利きの経営を引き続き推進してまいります。

### 1. グループ構想2030（2030年のあるべき姿）

地域に不可欠、なくてはならない「まちづくり・地域づくり企業」へ進化する  
～人々の移動を促す。交流人口を増やす。ライフプラットフォームを構築して、人々の生活を支援する。～

### 2. 中期経営計画（2025-2027）

<基本方針>

『持続的成長を支える既存事業の強化と成長事業の開拓・拡大』

<重点戦略>

#### ■既存事業の強化

- ・路線バスを軸とした地域に最適な交通体系の構築
- ・ライフプラットフォームによるワンストップサービスの提供
- ・不動産賃貸業による安定収益の確保（優良物件への投資、既存資産の入れ替え）

#### ■成長事業の開拓・拡大

- ・不動産開発事業に参入し、仕入→開発→販売を行うフロー型ビジネスを始動
- ・インバウンドを含む旅行需要の取り込み
- ・M&Aも活用した周辺事業・新規分野への投資

#### ■人的資本経営の推進

- ・働きやすさと働きがいが高めるための積極的な人的投資を実行
- ・社員一人ひとりの自己実現に寄り添いながら、人材の採用・成長・定着を促進し、人的投資が企業価値向上に繋がるサイクルを構築

### 3. 優先的に対処すべき課題と具体的施策

<自動車運送業>

「安全は全てに優先する」という基本理念のもと、基幹事業として地域からの信頼の源泉となり、当社グループの持続的成長を支える。地域の足を支え、移動をベースに地域を活性化させる。

<不動産業>

自動車運送業と並ぶ第二の柱へ成長させるため、重点的に投資を実行する。既存事業の着実な成長に加え、不動産開発など収益力の高いフロー型ビジネスへの投資配分を高め、資本収益性を向上させる。

<旅行貸切業>

乗務員確保により堅調な貸切バス需要を取り込む一方、インバウンドバストリップで高い満足度獲得と集客シェア拡大を図る。「唯一無二の上質なサービス」である真結ブランド事業については、関西から瀬戸内、また東京発着企画へチャレンジし、当社ブランドの拡散に努める。

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社名           | 資本金<br>百万円 | 出資比率<br>% | 主要な事業内容              |
|---------------|------------|-----------|----------------------|
| 神姫フードサービス株式会社 | 50         | 100       | 飲食業及び売店業             |
| 神姫産業株式会社      | 30         | 100       | 自動車部品販売              |
| 神姫商工株式会社      | 50         | 100       | 自動車修理、保険代理店業及び自動車販売業 |
| 神姫トラストホープ株式会社 | 50         | 100       | 自家用自動車の運転・保守管理及び経営受託 |
| 神姫観光株式会社      | 50         | 100       | 旅行業及び一般貸切旅客自動車運送業    |
| 神姫バス不動産株式会社   | 30         | 100       | 不動産業、建設業及び清掃・警備      |

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業の種類別セグメント                                     | 主要な事業内容                                                                                                |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送サービス事業<br>自動車運送業                              | 一般乗合・一般乗用・特定旅客運送、郵便物・一般貨物運送、一般乗合受託、自家用自動車の運転・保守管理                                                      |
| 自動車関連サービス事業<br>車両物販・整備業                         | 自動車販売、部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理                                                                            |
| 生活サービス事業<br>不動産業<br>レジャーサービス業<br>旅行貸切業<br>その他事業 | 建設、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理、清掃・警備<br>飲食、ツタヤFC<br>旅行、一般貸切旅客運送<br>経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育 |

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

|                      |                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------|
| 本社                   | 姫路市北条口                                          |
| 輸送サービス事業<br>(自動車運送業) | 姫路営業所(姫路市)、明石営業所(神戸市)、神戸営業所(神戸市)、<br>三田営業所(三田市) |

(注) 本社は2025年12月1日に姫路市西駅前町より、上記住所に移転いたしました。

② 子会社

|             |                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 輸送サービス事業    | 神姫トラストホープ株式会社(姫路市)                                                   |
| 自動車関連サービス事業 | 神姫商工株式会社(姫路市)、神姫産業株式会社(神戸市)                                          |
| 生活サービス事業    | 神姫フードサービス株式会社(姫路市)、神姫トラストホープ株式会社(姫路市)、神姫バス不動産株式会社(姫路市)、神姫観光株式会社(姫路市) |

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 3,543名 | 117名増       |

(注) 従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,716名 | 102名増     | 49.7歳 | 11.1年  |

(注) 従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借入先            | 借入金残高    |
|----------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行     | 2,016百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 1,137百万円 |
| 兵庫県信用農業協同組合連合会 | 840百万円   |
| 株式会社中国銀行       | 800百万円   |
| 株式会社広島銀行       | 537百万円   |

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 44,000,000株

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、22,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 12,344,000株

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、6,172,000株増加しております。

(3) 株主数 4,157名（前事業年度末比570名増）

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                           | 持株数     | 持株比率 |
|-----------------------------------------------|---------|------|
| 阪神電気鉄道株式会社                                    | 1,181千株 | 9.7% |
| 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口） | 880     | 7.2  |
| 神姫バス従業員持株会                                    | 307     | 2.5  |
| 三菱ふそうトラック・バス株式会社                              | 190     | 1.5  |
| 株式会社三井住友銀行                                    | 143     | 1.1  |
| 兵庫県信用農業協同組合連合会                                | 121     | 1.0  |
| 播州信用金庫                                        | 120     | 0.9  |
| 姫路信用金庫                                        | 120     | 0.9  |
| グロ－リ－株式会社                                     | 120     | 0.9  |
| 横浜ゴム株式会社                                      | 120     | 0.9  |

(注) 1. 持株比率は自己株式（268,930株）を控除して算出しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行の持株数880千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に70千株保有しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況**

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続可能な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

| 区 分            | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 |
|----------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 6,920株 | 6名        |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、後記（16頁から18頁に記載）「3. (5)取締役及び監査役の報酬等」に記載の通りであります。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

個人投資家層の拡大並びに株式の流通の活性化を図るため、2025年10月1日付で、1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

| 氏名    | 地位及び担当                                               | 重要な兼職の状況                                        |
|-------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 長尾 真  | 代表取締役社長                                              | 山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>公益社団法人兵庫県バス協会 会長              |
| 丸山 明則 | 代表取締役<br>専務取締役<br>総括、地域事業本部・<br>東京オフィス担当、<br>地域事業本部長 |                                                 |
| 三谷 康生 | 専務取締役<br>経営企画部担当                                     | ワイエムエー株式会社 代表取締役社長                              |
| 梅谷 栄一 | 常務取締役<br>バス事業部・<br>次世代モビリティ推進室担当                     | 株式会社バスターミナル神戸三宮 代表取締役社長                         |
| 上門 一裕 | 取締役                                                  | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>山陽レジャーサービス株式会社 代表取締役社長    |
| 藤岡 資正 | 取締役                                                  | 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授                        |
| 殿村 美樹 | 取締役                                                  | 株式会社TMオフィス 代表取締役                                |
| 久須 勇介 | 取締役                                                  | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役副社長 |
| 井村 在宏 | 取締役<br>総務部・人事部担当、<br>総務部長・人事部長                       | しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長                         |
| 三木 公仁 | 取締役<br>事業戦略部担当、<br>事業戦略部長                            | Shinki International Co.,Ltd. 代表取締役社長           |
| 小林 健一 | 常勤監査役                                                |                                                 |
| 澤田 恒  | 監査役                                                  | 澤田・中上・森法律事務所主宰 弁護士                              |
| 岩崎 和文 | 監査役                                                  | 岩崎公認会計士税理士事務所 所長<br>ダントーホールディングス株式会社 社外監査役      |
| 中尾 一彦 | 監査役                                                  | 神栄株式会社 社外取締役(監査等委員)                             |

- (注) 1. 取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち澤田 恒氏、岩崎和文氏及び中尾一彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岩崎和文氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役中尾一彦氏は、長年銀行に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏並びに監査役のうち澤田 恒氏、岩崎和文氏及び中尾一彦氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

### ① 当事業年度中に就任又は退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退 任 日 時 点 の 地 位 ・ 担 当            |
|---------|------------|---------|----------------------------------|
| 横 山 忠 昭 | 2025年6月25日 | 任期満了    | 常 務 取 締 役<br>バス事業部・次世代モビリティ推進室担当 |

### ② 当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

| 氏 名     | 異 動 後                            | 異 動 前                      | 異 動 年 月 日  |
|---------|----------------------------------|----------------------------|------------|
| 三 谷 康 生 | 専 務 取 締 役<br>経 営 企 画 部 担 当       | 社 外 取 締 役                  | 2025年6月25日 |
| 梅 谷 榮 一 | 常 務 取 締 役<br>バス事業部・次世代モビリティ推進室担当 | 常 務 取 締 役<br>経 営 企 画 部 担 当 | 2025年6月25日 |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏の4名並びに監査役である小林健一氏、澤田 恒氏、岩崎和文氏及び中尾一彦氏の4名は、当社定款第27条及び第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

#### 1. 基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追求にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととする。

#### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定する。なお、当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定する。取締役会は、個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができるが、その内容の決定方法及び決定された内容が各報酬の方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申に従っていることを確認する。

### 3. 業績連動報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に支給する業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年1回各事業年度の業績確定後に支給する。業績連動報酬の算定方法は以下の通りとする。

- (1)各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益(10百万円未満切り捨て)に役職位別の指数を乗じた額とする。
- (2)上記（1）にかかわらず、個別当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支給しない。また、個別当期純利益が1,500百万円を超える場合、上記（1）の計算において個別当期純利益は1,500百万円として計算する。
- (3)役職位別の指数は取締役会長0.0106、取締役社長0.0106、専務取締役0.0075、常務取締役0.0052、取締役0.0034とする。

### 4. 株式報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に交付する株式報酬は譲渡制限付株式とする。株式報酬の額については、経営に関わる役職位の責任に応じた評価基準にて個人毎に設定した上で、取締役会において決定する。なお、株式報酬は金銭債権（年間総額40百万円以内）を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で譲渡制限付株式（当社の普通株式とし、年間総数30,000株以内）を交付するものとする。

(注) 当社は2025年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴い本方針により交付される譲渡制限付株式の年間総数を15,000株以内から30,000株以内に調整しております。

### 5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額及び株式報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社は「1. 基本方針」の通りインセンティブが機能するものの、インセンティブ割合が過度な配分にならない報酬体系としている。よって、短期的なインセンティブとなる業績連動報酬及び中長期的なインセンティブとなる株式報酬が、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほどウェイトを高める構成とする。

取締役（社外取締役を除く。）の役職位別の報酬割合については、業績連動報酬及び株式報酬がそれぞれ上限の支給となった場合に、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬が概ね次の目安になるよう設定する。

| 役 職 位       | 基 本 報 酬 | 業 績 連 動 報 酬 | 株 式 報 酬 |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 取締役会長・取締役社長 | 60%     | 28%         | 12%     |
| 専 務 取 締 役   | 63%     | 26%         | 11%     |
| 常 務 取 締 役   | 66%     | 24%         | 10%     |
| 取 締 役       | 70%     | 21%         | 9%      |

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 支給<br>人員    | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |              |              |
|------------------|-------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|
|                  |             |                   | 固定報酬              | 業績連動<br>報酬等  | 非金銭<br>報酬等   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(5名) | 233百万円<br>(26百万円) | 152百万円<br>(26百万円) | 56百万円<br>(-) | 24百万円<br>(-) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 44百万円<br>(19百万円)  | 44百万円<br>(19百万円)  | -            | -            |
| 計<br>(うち社外役員)    | 15名<br>(8名) | 277百万円<br>(46百万円) | 196百万円<br>(46百万円) | 56百万円<br>(-) | 24百万円<br>(-) |

- (注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外取締役から取締役に変更となった取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は個別当期純利益であり、2026年3月期の実績は1,646百万円であります。当該指標を選定した理由は、業績連動報酬が短期的なインセンティブとして事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、個別当期純利益(10百万円未満切り捨て)に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は2025年6月25日の取締役会において57百万円を超えない金額とすることを決議しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は前記(16頁及び17頁に記載)「3.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通りであります。また、当事業年度における交付状況は前記(13頁に記載)「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載の通りであります。
5. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第138回定時株主総会において年額240百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち社外取締役は5名)であります。
6. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
7. 取締役(社外取締役を除く。)の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の限度額は、2023年6月23日開催の第140回定時株主総会において年額40百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(社外取締役を除く。)であります。
8. 取締役会は、代表取締役長尾 真に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（2026年3月31日現在）

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                                           | 関 係                    |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------|------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長<br>山陽レジャーサービス株式会社 代表取締役社長        | 競 業 関 係<br>賃 貸 借 関 係 等 |
|           | 藤 岡 資 正 | 該当事項はありません。                                         |                        |
|           | 殿 村 美 樹 | 株式会社TMオフィス 代表取締役                                    | －                      |
|           | 久 須 勇 介 | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代<br>表取締役副社長 | －                      |
| 社 外 監 査 役 | 澤 田 恒   | 澤田・中上・森法律事務所 主宰                                     | －                      |
|           | 岩 崎 和 文 | 岩崎公認会計士税理士事務所 所長                                    | －                      |
|           | 中 尾 一 彦 | 該当事項はありません。                                         |                        |

②他の法人等の社外役員等の兼職状況等（2026年3月31日現在）

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況              | 関 係 |
|-----------|---------|------------------------|-----|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 該当事項はありません。            |     |
|           | 藤 岡 資 正 | 該当事項はありません。            |     |
|           | 殿 村 美 樹 | 該当事項はありません。            |     |
|           | 久 須 勇 介 | 該当事項はありません。            |     |
| 社 外 監 査 役 | 澤 田 恒   | 該当事項はありません。            |     |
|           | 岩 崎 和 文 | ダントーホールディングス株式会社 社外監査役 | －   |
|           | 中 尾 一 彦 | 神栄株式会社 社外取締役(監査等委員)    | －   |

### ③当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                             |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |
|           | 藤 岡 資 正 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に会計・経営学の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。             |
|           | 殿 村 美 樹 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に地方創生・地域ブランド戦略について企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
|           | 久 須 勇 介 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                        |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 澤 田 恒   | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。       |
|           | 岩 崎 和 文 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
|           | 中 尾 一 彦 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                    | 報 酬 等 の 額 |
|----------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 36百万円     |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                  |               |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>14,551</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>11,260</b> |
| 現金及び預金             | 5,982         | 支払手形及び買掛金                | 905           |
| 受取手形、売掛金及び契約資産     | 5,992         | 電子記録債務                   | 425           |
| 有 価 証 券            | 198           | 1年内返済予定の長期借入金            | 1,113         |
| 商品及び製品             | 763           | リ ー ス 債 務                | 143           |
| 仕 掛 品              | 226           | 未 払 金                    | 3,868         |
| 原材料及び貯蔵品           | 162           | 未払法人税等                   | 727           |
| 分譲土地建物             | 776           | 未払消費税等                   | 231           |
| そ の 他              | 453           | 賞与引当金                    | 1,224         |
| 貸倒引当金              | △3            | 役員賞与引当金                  | 81            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>60,010</b> | そ の 他                    | 2,538         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>47,898</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>9,633</b>  |
| 建物及び構築物            | 15,602        | 長期借入金                    | 4,805         |
| 機械装置及び工具器具備品       | 698           | リ ー ス 債 務                | 337           |
| 車 両                | 4,252         | 繰延税金負債                   | 1,989         |
| 土 地                | 26,626        | 役員退職慰労引当金                | 9             |
| リ ー ス 資 産          | 442           | 退職給付に係る負債                | 846           |
| 建設仮勘定              | 276           | そ の 他                    | 1,644         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>496</b>    | <b>負 債 合 計</b>           | <b>20,893</b> |
| そ の 他              | 496           | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>11,615</b> | <b>株 主 資 本</b>           | <b>50,307</b> |
| 投資有価証券             | 6,382         | 資 本 金                    | 3,140         |
| 退職給付に係る資産          | 2,580         | 資 本 剰 余 金                | 2,254         |
| 繰延税金資産             | 869           | 利 益 剰 余 金                | 45,316        |
| そ の 他              | 1,844         | 自 己 株 式                  | △404          |
| 貸倒引当金              | △61           | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>3,288</b>  |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>2</b>      | その他有価証券評価差額金             | 2,638         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>74,564</b> | 為替換算調整勘定                 | △30           |
|                    |               | 退職給付に係る調整累計額             | 680           |
|                    |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>     | <b>74</b>     |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>53,670</b> |
|                    |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>74,564</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             |        | 金 額 |       |
|-----------------|--------|-----|-------|
| 売上              | 55,580 |     |       |
| 売上              | 41,663 |     |       |
| 販売費及び一般管理費      | 13,916 |     |       |
| 営業外収益           | 9,717  |     |       |
| 営業外費用           | 4,199  |     |       |
| 受取利息及び配当金       | 135    |     |       |
| 仕入割引            | 32     |     |       |
| 持分法による投資利益      | 41     |     |       |
| その他             | 101    |     |       |
| 営業外費用           | 61     |     | 371   |
| 支店固定資産除却損       | 39     |     |       |
| 関係会社貸倒引当金繰入     | 45     |     |       |
| 投資事業組の利益        | 7      |     |       |
| その他             | 15     |     |       |
| 経常利益            | 29     |     | 136   |
| 特別利益            |        |     | 4,434 |
| 補償資産の売却益        | 267    |     |       |
| その他             | 44     |     |       |
|                 | 5      |     | 317   |
| 特別損失            |        |     |       |
| 固定資産除却損         | 119    |     |       |
| 固定資産圧縮          | 267    |     |       |
| 減価償却            | 301    |     |       |
| 本社移転費用          | 28     |     |       |
| 税金等調整前当期純利益     |        |     | 716   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,287  |     |       |
| 法人税等調整額         | △410   |     |       |
| 当期純利益           |        |     | 4,035 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |        |     | 877   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        |     | 3,158 |
|                 |        |     | 0     |
|                 |        |     | 3,158 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                  |               |
|----------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>7,400</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>17,741</b> |
| 現金及び預金               | 3,103         | 1年内返済予定の長期借入金            | 1,109         |
| 売掛金                  | 2,936         | リース債務                    | 5             |
| 商 品                  | 413           | 未払金                      | 2,553         |
| 原材料及び貯蔵品             | 113           | 未払法人税等                   | 279           |
| 分譲土地建物               | 10            | 契約負債                     | 1,306         |
| 前払費用                 | 63            | 預り金                      | 11,430        |
| 短期貸付金                | 308           | 賞与引当金                    | 667           |
| 有価証券                 | 198           | その他の                     | 387           |
| その他の                 | 253           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>8,159</b>  |
| 貸倒引当金                | △1            | 長期借入金                    | 4,782         |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>53,557</b> | リース債務                    | 1             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>42,048</b> | 繰延税金負債                   | 1,537         |
| 建物                   | 13,602        | 退職給付引当金                  | 277           |
| 構築物                  | 863           | 受入保証金                    | 1,421         |
| 機械装置及び工具器具備品         | 425           | その他                      | 139           |
| 車                    | 3,311         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>25,900</b> |
| 土地                   | 23,824        | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| リース資産                | 6             | <b>株 主 資 本</b>           | <b>32,708</b> |
| 建設仮勘定                | 13            | 資 本 本 金                  | 3,140         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>282</b>    | 資 本 剰 余 金                | 2,243         |
| その他の                 | 282           | 資 本 準 備 金                | 2,235         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>11,226</b> | その他資本剰余金                 | 8             |
| 投資有価証券               | 4,952         | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>27,729</b> |
| 関係会社株式               | 547           | 利 益 準 備 金                | 307           |
| その他の関係会社有価証券         | 345           | その他利益剰余金                 | 27,421        |
| 長期貸付金                | 3,186         | 固定資産圧縮積立金                | 1,681         |
| 前払年金費用               | 1,602         | 別 途 積 立 金                | 11,395        |
| その他の                 | 727           | 繰越利益剰余金                  | 14,345        |
| 貸倒引当金                | △135          | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△404</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>60,958</b> | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>2,348</b>  |
|                      |               | その他有価証券評価差額金             | 2,348         |
|                      |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>35,057</b> |
|                      |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>60,958</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 24,711 |
| 売上原価         | 19,271 |
| 売上総利益        | 5,440  |
| 販売費及び一般管理費   | 3,448  |
| 営業利益         | 1,991  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 360    |
| 助成金収入        | 70     |
| 関係会社貸倒引当金戻入益 | 277    |
| その他の         | 37     |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 140    |
| 固定資産除却損      | 29     |
| 投資事業組合運用損    | 15     |
| その他の         | 8      |
| 経常利益         | 2,542  |
| 特別利益         |        |
| 補助金          | 223    |
| 固定資産売却益      | 44     |
| 特別損失         |        |
| 固定資産除却損      | 119    |
| 固定資産圧縮損      | 223    |
| 減損           | 310    |
| 関係会社株式評価損    | 39     |
| 本社移転費用       | 29     |
| 税引前当期純利益     | 2,088  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 513    |
| 法人税等調整額      | △71    |
| 当期純利益        | 1,646  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神姫バス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、車両の減価償却方法及び耐用年数並びに残存価値を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を

遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕 幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾 志 都

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神姫バス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社は、車両の減価償却方法及び耐用年数並びに残存価額を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

神 姫 バ ス 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役      小林健一 ㊟

監 査 役      澤田 恒 ㊟

監 査 役      岩崎和文 ㊟

監 査 役      中尾一彦 ㊟

(注) 監査役 澤田 恒、監査役 岩崎和文及び監査役 中尾一彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、注力事業分野への戦略的投資や安全・環境面への投資に重点を置きつつ、株主還元の充実を図ることを基本方針として、配当金額は業績に連動した連結配当性向を指標とし、その割合を2027年度に30%を目安として段階的に引き上げてまいります。

このような方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針と業績の動向等を総合的に勘案し、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金30円  
総額 362,252,100円

(注) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。従って、上記期末配当は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき60円に相当します。これにより、中間配当40円を加えた当事業年度の年間配当金は、株式分割実施前の1株当たり100円に相当しますので、前事業年度と比べ40円の増配となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月25日

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名    | 当社における地位及び担当                                  |          |
|-------|-------|-----------------------------------------------|----------|
| 1     | 長尾 真  | 代表取締役社長                                       | 再任       |
| 2     | 丸山 明則 | 代表取締役・専務取締役<br>総括、地域事業本部・東京オフィス担当、<br>地域事業本部長 | 再任       |
| 3     | 三谷 康生 | 専務取締役<br>経営企画部担当                              | 再任       |
| 4     | 梅谷 榮一 | 常務取締役<br>バス事業部、次世代モビリティ推進室担当                  | 再任       |
| 5     | 上門 一裕 | 取締役                                           | 再任 社外 独立 |
| 6     | 藤岡 資正 | 取締役                                           | 再任 社外 独立 |
| 7     | 殿村 美樹 | 取締役                                           | 再任 社外 独立 |
| 8     | 久須 勇介 | 取締役                                           | 再任 社外 独立 |
| 9     | 井村 在宏 | 取締役<br>総務部・人事部担当、総務部長・人事部長                    | 再任       |
| 10    | 三木 公仁 | 取締役<br>事業戦略部担当、事業戦略部長                         | 再任       |
| 11    | 魚谷 観  | —                                             | 新任       |

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

長尾 真 (ながお まこと)

再任



生年月日

1959年7月23日生

所有する当社株式の数

41,844株

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位

1982年4月 当社入社  
2005年6月 当社取締役企画部長（現経営企画部長）  
2009年6月 当社常務取締役  
2012年6月 当社専務取締役  
2013年6月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社 取締役  
公益社団法人兵庫県バス協会 会長

取締役候補者とした理由

長尾 真氏は、当社及び当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、2013年6月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。

以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

丸山 明則 (まるやま あきのり)

再任



生年月日

1958年5月16日生

所有する当社株式の数

24,346株

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位

1981年3月 当社入社  
2006年6月 当社取締役バス事業部長  
2009年6月 当社常務取締役  
2013年6月 当社専務取締役  
2017年6月 当社代表取締役・専務取締役（現任）  
2022年4月 当社地域事業本部長（現任）

当社における担当

総括、地域事業本部・東京オフィス担当

取締役候補者とした理由

丸山明則氏は、当社及び当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、2013年6月からは専務取締役、2017年6月からは代表取締役・専務取締役として事業全般を統括しております。

以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

3

三谷 康生 (みたに やすお)

再任



生年月日

1967年5月27日生

所有する当社株式の数

3,726株

取締役会出席状況

12/12回

#### 略歴、当社における地位

1990年4月 株式会社日本興業銀行入行  
2007年10月 株式会社日本M&Aセンター執行役員  
2012年4月 同社執行役員大阪支社長  
2016年1月 株式会社ジャパンM&Aアドバイザー代表取締役社長  
2019年3月 ワイエムエー株式会社代表取締役社長(現任)  
2021年6月 当社取締役  
2025年6月 当社専務取締役(現任)

#### 当社における担当

経営企画部担当

#### 重要な兼職の状況

ワイエムエー株式会社 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

三谷康生氏は、M&Aアドバイザーのスペシャリストとして、様々な業界に精通し、また、企業経営や財務などに関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2021年6月からは当社の社外取締役、2025年6月からは当社の専務取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

梅谷 榮一 (うめたに えいいち)

再任



生年月日

1963年7月8日生

所有する当社株式の数

9,976株

取締役会出席状況

12/12回

#### 略歴、当社における地位

1987年4月 当社入社  
2015年5月 神姫クリエイト株式会社(現神姫Bizプロデュース株式会社)代表取締役社長  
2017年5月 株式会社スイム代表取締役社長  
2021年6月 当社取締役経営企画部長  
2022年4月 神姫フードサービス株式会社代表取締役社長  
2023年6月 当社常務取締役(現任)  
2026年1月 株式会社バスターミナル神戸三宮代表取締役社長(現任)

#### 当社における担当

バス事業部、次世代モビリティ推進室担当

#### 重要な兼職の状況

株式会社バスターミナル神戸三宮 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

梅谷榮一氏は、主に当社経営企画部門、バス事業部門でキャリアを積んだのち、当社子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2021年6月からは当社の取締役、2023年6月からは当社の常務取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

上門 一裕 (うえかど かずひろ)

再任

社外

独立



## 略歴、当社における地位

1980年 4月 山陽電気鉄道株式会社入社  
 2005年 6月 同社取締役  
 2008年 6月 同社常務取締役  
 2009年 6月 同社代表取締役社長  
 2013年 6月 阪神電気鉄道株式会社取締役  
 2013年 6月 当社取締役 (現任)  
 2025年 6月 山陽電気鉄道株式会社代表取締役会長 (現任)  
 山陽レジャーサービス株式会社  
 代表取締役社長 (現任)

## 重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社 代表取締役会長  
 山陽レジャーサービス株式会社 代表取締役社長

## 生年月日

1958年3月22日生

所有する当社株式の数  
 0株

## 取締役会出席状況

12/12回

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社代表取締役会長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2013年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

藤岡 資正 (ふじおか たかまさ)

再任

社外

独立



## 略歴、当社における地位

2007年12月 チュラロンコン大学サシン経営大学院会計学担当教員 (現任)  
 2017年 4月 SEKISUI HEIM REAL ESTATE (THAILAND) CO.,LTD.取締役  
 2019年 6月 当社取締役 (現任)  
 2020年 4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授 (現任)  
 2022年 1月 早稲田大学ビジネススクール客員教授 (現任)  
 2022年 4月 明治大学専門職大学院教務主任  
 2026年 4月 明治大学学長室専門員 (現任)

## 重要な兼職の状況

明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授

## 生年月日

1976年12月11日生

所有する当社株式の数  
 0株

## 取締役会出席状況

12/12回

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤岡資正氏は、国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど会計・経営学に精通し、また、多数の企業のコンサルティングを行うなど、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2019年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

募集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

7

殿村 美樹 (とのむら みき)

再任

社外

独立



生年月日

1961年2月26日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

12/12回

#### 略歴、当社における地位

1983年4月 株式会社福寿園入社  
1992年1月 株式会社TMオフィス代表取締役  
(現任)  
2015年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科嘱託  
教員 (現任)  
2017年4月 内閣府地域活性化伝道師 (現任)  
2019年1月 一般社団法人地方PR機構代表理事  
(現任)  
2020年6月 当社取締役 (現任)  
2023年6月 財務省 近畿財務局アドバイザー  
- (現任)

#### 重要な兼職の状況

株式会社TMオフィス 代表取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

殿村美樹氏は、地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2020年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化と当社のダイバーシティ経営の促進を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

久須 勇介 (くす ゆうすけ)

再任

社外

独立



生年月日

1961年6月17日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

12/12回

#### 略歴、当社における地位

1984年4月 阪神電気鉄道株式会社入社  
2006年6月 阪神バス株式会社代表取締役社長  
2013年4月 阪神電気鉄道株式会社取締役  
2017年12月 同社常務取締役  
2018年4月 阪急阪神不動産株式会社代表  
取締役副社長  
2020年4月 阪神電気鉄道株式会社専務取締役  
2023年4月 同社代表取締役社長 (現任)  
2023年6月 阪急阪神ホールディングス株  
式会社代表取締役副社長 (現任)  
2023年6月 当社取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長  
阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締  
役副社長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

久須勇介氏は、阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2023年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

井村 在宏 (いむら まさひろ)

再任



生年月日

1971年3月26日生

所有する当社株式の数  
8,456株

取締役会出席状況  
11/12回

#### 略歴、当社における地位

1994年4月 当社入社  
2018年6月 当社人事部長  
2019年5月 しんきエンジェルハート株式  
会社代表取締役社長 (現任)  
2020年6月 当社取締役人事部長 (現任)  
2021年6月 当社取締役総務部長 (現任)

#### 当社における担当

総務部・人事部担当

#### 重要な兼職の状況

しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

井村在宏氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、2018年6月からは当社の人事部長、2021年6月からは当社の総務部長を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。また、2020年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

三木 公仁 (みき きみひと)

再任



生年月日

1973年7月1日生

所有する当社株式の数  
5,896株

取締役会出席状況  
12/12回

#### 略歴、当社における地位

2001年4月 当社入社  
2016年4月 当社事業戦略部バンコクオフィ  
ス所長  
2017年11月 Shinki International Co.,Ltd.  
代表取締役社長 (現任)  
2023年6月 当社取締役事業戦略部長 (現任)

#### 当社における担当

事業戦略部担当

#### 重要な兼職の状況

Shinki International Co.,Ltd. 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

三木公仁氏は、主に当社経営企画部門でキャリアを積んだのち、タイのバンコクにおいて当社が出資する現地法人で代表を務めるなど、豊富な知識とグローバルで幅広い知見を有しております。また、2023年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類



## 生年月日

1969年10月15日生

## 所有する当社株式の数

400株

## 取締役会出席状況

-/回

## 略歴、当社における地位

1993年 4月 当社入社  
 2019年 6月 株式会社ウエスト神姫（現株式会社ウイング神姫）代表取締役社長  
 2021年 6月 当社バス事業部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

魚谷観氏は、主に当社バス事業部門でキャリアを積んだのち、当社のバス事業系子会社の代表取締役、2021年6月からは当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、バス事業の分野において豊富な知識と知見を有しております。  
 その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。また、同社とは不動産の共同開発を行っており、当該取引において利益相反関係にあります。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって上門一裕氏が13年、藤岡資正氏が7年、殿村美樹氏が6年、久須勇介氏が3年であります。
4. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏は現在当社の社外取締役であり、当社は4名との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏の再任が承認された場合は、当社は当該4名との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。4名の再任が承認された場合は、当社は引き続き4名を独立役員とする予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。各候補者の「所有する当社株式の数」は株式分割後の株式数を基準に記載しております。

**第3号議案 監査役1名選任の件**

本株主総会終結の時をもって、監査役小林健一氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

## 横山 忠昭 (よこやま ただあき)

新任



### 略歴、当社における地位

1994年4月 当社入社  
 2014年4月 当社企画部長（現経営企画部長）  
 2016年6月 当社取締役企画部長  
 2017年6月 当社取締役バス事業部長  
 2021年6月 当社常務取締役

### 生年月日

1971年10月18日生

### 所有する当社株式の数

7,722株

### 取締役会出席状況

-/-回

### 監査役会出席状況

-/-回

### 監査役候補者とした理由

横山忠昭氏は、2016年6月からは当社の取締役、2021年6月からは当社の常務取締役として経営を担っておりました。

その経験と知見による当社経営の適法性・効率性の確保を期待して、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社と横山忠昭氏との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は同氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額といたします。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。候補者の「所有する当社株式の数」は株式分割後の株式数を基準に記載しております。

【ご参考】第2号議案及び第3号議案が原案の通り承認可決された場合の当社の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは、以下の通りであります。

|      | 氏名    | 1. 地域活性化(バス・観光) | 2. 商品開発、マーケティング | 3. 経営経験 | 4. 財務・会計 | 5. 法務・リスクマネジメント | 6. 人事・労務・人材開発 |
|------|-------|-----------------|-----------------|---------|----------|-----------------|---------------|
| 取締役  | 長尾 真  | ●               | ●               | ●       |          |                 |               |
|      | 丸山 明則 | ●               |                 | ●       |          |                 | ●             |
|      | 三谷 康生 |                 | ●               |         | ●        | ●               |               |
|      | 梅谷 榮一 | ●               | ●               |         | ●        |                 |               |
|      | 上門 一裕 | ●               |                 | ●       |          | ●               |               |
|      | 藤岡 資正 |                 | ●               |         | ●        |                 | ●             |
|      | 殿村 美樹 | ●               | ●               | ●       |          |                 |               |
|      | 久須 勇介 | ●               |                 | ●       |          | ●               |               |
|      | 井村 在宏 | ●               |                 |         |          | ●               | ●             |
|      | 三木 公仁 |                 |                 | ●       | ●        | ●               |               |
| 魚谷 観 | ●     |                 | ●               |         |          |                 |               |
| 監査役  | 横山 忠昭 |                 |                 | ●       | ●        |                 |               |
|      | 澤田 恒  |                 |                 |         |          | ●               | ●             |
|      | 岩崎 和文 |                 |                 |         | ●        | ●               |               |
|      | 中尾 一彦 |                 |                 | ●       | ●        | ●               |               |

(注) 当社取締役会が特に期待するスキルにチェックをしており、各役員の有する全ての個人の知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第138回定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社主力事業の体制強化を図るため取締役を1名増員することに伴い、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の役員報酬等の内容の決定に関する方針等は前記（16頁から18頁に記載）「3. (5)取締役及び監査役の報酬等」に記載の通りであります。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役4名）となります。

以上

招集ご通知

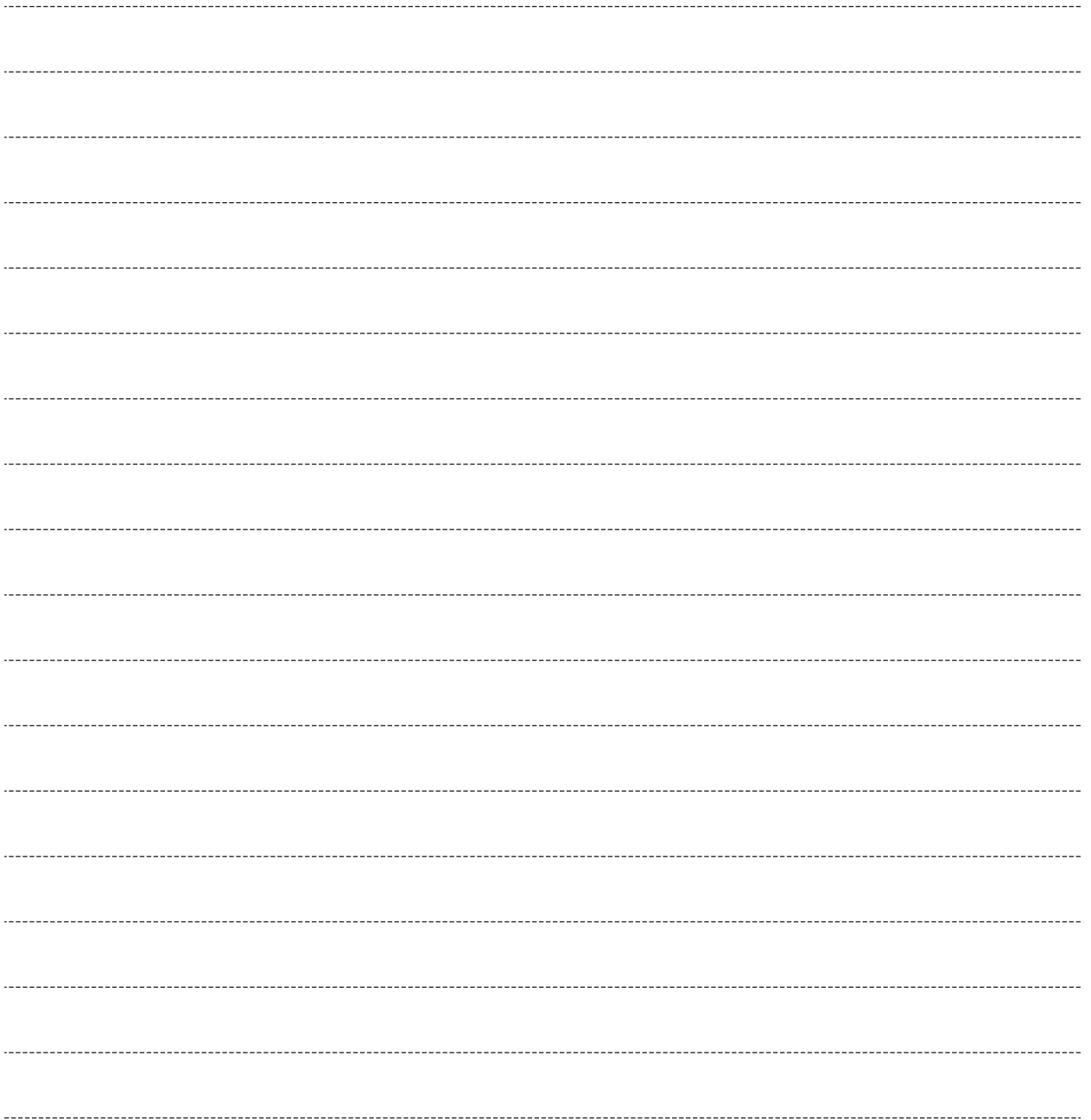
事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類





# 株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地

ホテル日航姫路 3階 光琳の間

TEL (079)222-2231



交通：J R（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ

※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会にご来場くださる株主様へのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。